

インターネット上の海賊版に対する 総合的な対策メニュー及び工程表

(更新版)

2024年5月28日

内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（策定：2019年10月、更新：2021年4月、2024年5月）

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を総合的に実施する。

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

国内における著作権教育・意識啓発

- ・2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る

総 文 経

検索サイト対策

- ・検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する

総 文

アクセス警告方式

- ・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る

総 総

フィルタリング

- ・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る

総 総 経

- ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る

民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

被害の実態把握

- ・日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う（配信先が国外向けか（日本への配信も含む）、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む）

内 経 外 警

国際連携・執行等の強化

- ・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際検査共助等による検査の推進を図る

警 法 外 経

- ・海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する

文 経

- ・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する

警

- ・悪質なリーチサイトへの検査を推進する

警

- ・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う

内 外 総 文 経

発信者の特定の強化

- ・権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求手続の簡易化・迅速化を図る2021年改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する

総

プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化

- ・インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務付ける制度整備を進める

総

③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

- ・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う

経 法 文 総 内

CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止

- ・権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る

総 内

正規版の流通促進

- ・海外市場の獲得を視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でのコンテンツの正規版の流通を促進する

経 文 外

(注)ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

※緑字 2024年5月の更新ポイント

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(1)著作権教育・意識啓発①

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
○2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る				
<p><e - ネットキャラバンの推進></p> <ul style="list-style-type: none">子どもたちのインターネットの安全な利用に関する普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での「出前講座」(e - ネットキャラバン)を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催する中で、違法コピーの問題等、著作権関連の啓発を実施。2021年1月に施行された著作権法改正の内容を加えるアップデートを2021年1月に実施。(特に、2024年2月から5月まで「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として重点的に実施。)		<ul style="list-style-type: none">出版業界とも連携しつつ、引き続き、著作権関連の啓発を含むe - ネットキャラバンを推進。		【総務省】
<p><著作権教育、教材等の作成・配布></p> <ul style="list-style-type: none">対象者別の著作権講習会を開催する中で、インターネット上の海賊版被害の現状とその影響について紹介するとともに、リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化などの改正事項をはじめとする著作権制度について知識の普及を図る。一般向けの著作権テキストをはじめ、著作権に関する各種教材や啓発動画を作成し、幅広く周知する。		<ul style="list-style-type: none">教職員・ICT支援員など対象者別講習会において、海賊版サイトの被害状況、ダウンロード違法化などの周知を行うとともに、関係団体との連携により、教育現場で活用できる教育実践事例を紹介。2022年度に引き続き、インターネット上の海賊版被害をテーマに著作権の大切さを意識する啓発動画を文化庁ウェブサイトや大学生向けのサイトで広く発信。	<ul style="list-style-type: none">左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	【文部科学省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(1)著作権教育・意識啓発②

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
○2020年著作権法改正により導入されたリーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化の周知・普及啓発を含め、官民で連携しながら、著作権教育・意識啓発のより一層の効果的な展開を図る				
<p>＜民間団体等を通じた周知啓発キャンペーン等＞</p> <ul style="list-style-type: none">出版広報センターが、マンガの人気キャラクターを用いた「STOP！海賊版」キャンペーンにおける周知・啓発活動を実施。YouTubeに動画をアップ（2019年7月）。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が、日中韓の著名キャラクターを用いたポスター及び動画による周知・啓発を実施。	<ul style="list-style-type: none">・コミコン等で普及啓発漫画を配布。・若年層向けの著作権教育・啓発プログラムをリリース。同プログラムの一環としてキャッチコピーアワードを実施。	<ul style="list-style-type: none">・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(2)検索サイト対策

①海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
○検索事業者と著作権者等との協議を推進し、これらを通じ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制への取組を促進する	<p>＜検索事業者と著作権者等の協議・非表示措置等の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none">・サイトのドメイン単位での検索からの削除に向けて、実証的な実施を行うことについて検索事業者と著作権者等の間において合意がなされ、取組が進められている。	<ul style="list-style-type: none">・サイトのドメイン単位での検索からの削除に向けて、当事者間で実証が行われている。	<ul style="list-style-type: none">・引き続き、当事者間の取組の状況を注視しつつ、必要な取組を実施。	【総務省】 【文部科学省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(3) アクセス警告方式

① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2022年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等の一層の促進を図る</p> <p><セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入促進></p> <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ事業者等との実務者検討会等を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを行った。（2023年9月時点でセキュリティ対策ソフト事業者6社、携帯電話事業者4社が導入） セキュリティ対策ソフトによる海賊版サイトへのアクセス時の警告に関するユーザの受容度等の効果検証を行い、有効性について確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係者によるリスト作成・共有とセキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組を実施し、アクセス抑止機能が未導入のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入に向けた働きかけを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを行う。 		【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(4) フィルタリング①

① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る</p> <p><青少年フィルタリングの普及促進・利便性向上></p> <ul style="list-style-type: none"> 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」及び、2022年12月に当該会合を改組する形で設置された「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」において、改正青少年インターネット環境整備法に基づき、フィルタリング利用促進の方策や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上等の方策等について検討。 2019年8月にとりまとめた「課題及び対策」の取組状況や、近年の青少年を取り巻くインターネット環境の変化を踏まえ、2021年7月に「新たな課題及び対策」を公表、前述の会合において携帯電話事業者等の取組状況のヒアリングを実施。 大手4社^{*1}のフィルタリング加入率は74%（2022年9月時点）まで向上（2019年9月時点の大手3社^{*2}の加入率は57%）。 <p>*1 NTTドコモ・KDDI・SoftBank・楽天モバイル *2 NTTドコモ・KDDI・SoftBank</p> <p>・フィルタリングについて解説した「インターネットトラブル事例集（2023年版）」を2023年3月に作成・公表。</p> <p>・保護者や教職員に対するフィルタリング等の必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を実施。</p> <p>・出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施。</p> <p>・ウェブサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」を開設し、フィルタリング等に関する内容を特集ページで掲載。</p>	<p>・「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」を開催し、青少年のICT活用に向けたリテラシーの向上を図るための方策及び青少年を保護するための手段であるフィルタリングサービスについて、携帯電話事業者、OS事業者、保護者等、各関係者の役割を踏まえた検討を実施するとともに、「新たな課題及び対策」に基づいた現在の取組状況等についてヒアリングを引き続き実施。</p> <p>・内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2024年版）」を作成・公表。</p> <p>・引き続き保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を実施。</p> <p>・引き続き出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を通じて広範な周知・啓発を実施。</p>	<p>・引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を含め、フィルタリングの利用促進の方策を推進。</p>		【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(4) フィルタリング②

① 海賊版に対するユーザーのアクセスを抑止するための取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る</p> <p><海賊版サイトリストの提供></p> <ul style="list-style-type: none"> CODAから個々のセキュリティソフトウェア会社に海賊版サイトリストの提供を実施。 CODAとJNSA等との協力により、CODAが海賊版サイトリストを定期的に提供し、セキュリティソフトウェア会社等が当該リストをフィルタリングに活用するための連携枠組みを構築（2013年12月）。 	<p>・連携に基づきCODAからJNSA（日本ネットワークセキュリティ協会）等への海賊版サイトリストの定期的な提供やセキュリティサービスへの活用検討の働きかけ。</p>	<p>・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(5) 被害の実態把握

② 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○日本コンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態の継続的な把握を行う（配信先が国外向けか（日本への配信も含む）、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む）</p> <p><被害実態の把握></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託事業において、2022年のオンライン（ダウンロード、ストリーミング等）で流通する日本コンテンツの海賊版被害額を算出。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語以外の言語に翻訳された日本コンテンツが国外向けに配信されていることから、被害実態の調査において、国外・国内向け等の類型別に被害額の算出が可能か検討を進める。 ジオブロッキングなどにより日本国内では把握が難しい海賊版サイト等を含めた侵害情報の提供を受けた際の官民間の情報共有の在り方について検討。 		<ul style="list-style-type: none"> 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 	<p>【内閣府】 【経済産業省】 【外務省】 【警察庁】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(6)国際連携・国際執行等の強化①

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、 国際検査共助等による検査の推進を図る</p> <p>＜国際検査共助体制の構築＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国は、外交ルートを通じて刑事事件の検査・公判に必要な証拠の提供等を受けていたが、国際検査共助の迅速化・効率化並びに一層確実な実施を図るため、米国、韓国、中国、香港、EU、ロシア及びベトナムとの間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結するとともに、サイバー犯罪に関する条約、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）等の刑事共助を規定する多数国間条約を締結し、多数の国・地域との間で円滑な国際検査共助体制を構築している。 <p>＜国際検査共助等の枠組みを活用した検査協力等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察では、外交ルート等を通じた国際検査共助等の枠組みを活用し、国外の検査機関に対して協力を要請して、海賊版事犯を含む著作権侵害事犯の検挙に努めている。また、海外海賊版サイト対策として、海外検査当局に被害の届出を行う権利者団体への支援等を実施。 <p>＜侵害地国の権利者団体等との連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> CODAを通じて、 <ul style="list-style-type: none"> ①侵害地国における最新情報の継続的な把握 ②各国の権利者団体と連携して、侵害地国の検査機関に対する取締強化の要請等を実施。 ③権利者と協議のうえ、違法販売業者等に対する共同執行の実施。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉を行い、2024年1月に署名した。今後、同条約を速やかに発効させるため、締結の承認を国会において得るとともに、締結・発効のために所要の手続をとる。 ・カナダとの間で刑事共助条約の締結に向けた交渉が行われており、引き続き締結に向けた努力を続ける。 	【法務省】 【外務省】
		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国際検査共助等の枠組みを活用して検査を推進していく。 ・海外海賊版サイトに対しては、引き続き、海外検査当局に対して検査を要請するとともに、権利者団体や関係省庁と連携した取組を推進していく。 ・著作権侵害の国外犯処罰の在り方について検討。 		【警察庁】 【法務省】 【外務省】 【文化庁】
	<ul style="list-style-type: none"> ・CODA北京事務所と連携し摘発を行った巨大海賊版サイト運営者に対して、中国当局から刑事罰が下された。 ・台湾当局と連携し、違法テレビ視聴アプリの提供者を逮捕。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。 		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(6)国際連携・国際執行等の強化②

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する</p> <p><著作権侵害の情報ポータルサイト・相談窓口></p> <ul style="list-style-type: none">・2022年6月、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開。・2022年8月、インターネット上の海賊版による著作権侵害の窓口を開設。	<ul style="list-style-type: none">・相談窓口を通じて侵害の状況などの情報を収集し、収集された最新状況を踏まえた情報発信を実施。・相談窓口における著作権者の相談の実施	<ul style="list-style-type: none">・左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		【文部科学省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(6)国際連携・国際執行等の強化③

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する</p> <p><デジタルフォレンジック調査の推進> ・民間事業者と連携したデジタルフォレンジック調査の推進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外において侵害行為を行っている海賊版サイトに対してデジタルフォレンジック調査を実施。 ・当該情報を基に執行当局等に依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。 		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(6)国際連携・国際執行等の強化④

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
○悪質なリーチサイトへの検査を推進する	<p>○悪質なリーチサイトへの検査を推進する</p> <p>●悪質なリーチサイトへの検査</p> <ul style="list-style-type: none">・改正著作権法が2020年10月から施行されたことを受け、権利者団体等と連携するなどして、悪質なサイトに対する検査を推進。・法改正後、リーチサイトについて、少なくとも12件検挙した。	<p>●悪質なリーチサイトへの検査</p> <ul style="list-style-type: none">・引き続き、権利者団体等と連携するなどして、悪質なサイトに対する検査を推進していく。		【警察庁】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(6)国際連携・国際執行等の強化⑤

②海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
○諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う				
<p><二国間協議等の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国との二国間での海賊版対策強化に向けた働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な協議や侵害発生国の政府職員等へのセミナーの実施、海賊版取締強化の協力要請等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 ・国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施 		【内閣府】 【外務省】 【総務省】 【文部科学省】 【経済産業省】
<p><在外公館における海賊版相談窓口の設置等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館における海賊版相談窓口の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き知財担当官の任命等 ・状況を踏まえ、適宜在外公館を通じた働きかけを実施 			【外務省】
<p><国際的な枠組みにおける知財保護関連の決め等の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な枠組み等を通じた知的財産保護の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な枠組みにおいて知的財産保護や民事措置・刑事措置等を規定する等の取組を引き続き実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 		【外務省】 【文部科学省】
<p><ドメイン名管理等に関する連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化（ICANNとの契約に基づくドメイン名の凍結等）に関し、ICANN等の場で議論を提起し、推進 ・サーバ設置国の通信所管省庁等に対する働きかけ等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の方策等について、ICANNにおける議論に対する積極的な関与を推進。 ・引き続き、二国間対話等の機会を通じて、サーバ設置国の通信所管省庁等に対する働きかけを行う。 		【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(7) 発信者の特定の強化

② 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求の簡易化・迅速化を図る改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知を実施する</p> <p><発信者情報開示の迅速化等のための関係機関との連携、周知等></p> <ul style="list-style-type: none"> 改正プロバイダ責任制限法※（非訟手続を導入することで一体的な裁判手続の中で迅速に発信者を特定することが可能となるほか、開示請求を行うことができる範囲の見直しの実施を内容とするもの）が、2021年4月に成立、2022年10月に施行。民間企業で策定する関係ガイドラインの整備の支援を実施するとともに、説明会等の開催による周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> Web広告等により、改正プロバイダ責任制限法の周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、制度の周知を行うとともに施行状況について把握する。 		【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(8) プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化

② 海賊版サイト運営者の摘発など、著作権侵害に対するエンフォースメントの取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける制度整備を進める</p> <p><プラットフォーム事業者における対応の迅速化・透明化></p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット上の違法・有害情報対策について、総務省の有識者会合（プラットフォームサービスに関する研究会）において検討を行い、2024年2月に第3次とりまとめを公表。	<ul style="list-style-type: none">・「プラットフォームサービスに関する研究会 第3次とりまとめ」を踏まえ、プロバイダ責任制限法の改正法案（大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務づけ）（情報流通プラットフォーム対処法）を第213回国会に提出	<ul style="list-style-type: none">・2024年5月に成立した情報流通プラットフォーム対処法に基づき、省令等の制度整備や、ガイドライン等を通じどのような情報を流通させることが法令違反や権利侵害となるのかの明確化、その適切な運用を図る。		【総務省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(9) 広告出稿の抑制

③ 海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた著作権侵害サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図ることや、広告収入に係る法的整理等の検討を行う</p> <p><広告関連団体との連携による広告出稿抑制></p> <ul style="list-style-type: none"> CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての合同会議を設置（2019年9月）。広告関連3団体が、CODAが提供する海賊版サイトリストを会員各社に定期的に共有。 JIAAが、広告配信プラットフォーム事業者が適切な広告掲載先の選定を行うためのガイドラインを策定・公表。 <p><広告収入に係る法的整理等の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> 海賊版に関して生じる広告収入について、刑事、民事両側面から法的整理等の検討を行う 	<p>・引き続きCODAと広告関連3団体の合同会議を通じて、定期的な海賊版サイトリストの共有等を実施。</p> <p>・海賊版サイトリストを世界知的財産機関（WIPO）へ共有し、WIPOアラートとして海外の広告主・広告事業者に対する情報提供を行う仕組みを構築。</p> <p>・国外の広告配信事業者に対して直接働きかけを行い、広告出稿を抑制。</p>	<p>・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。</p>	<p>・海賊版による広告収入について現行の刑事法上の規制がどのように及び得るか適用関係について整理を行う。</p> <p>・また、民事上も、侵害者、プラットフォーマー双方の広告収入の取得についての整理を行う。</p>	<p>【経済産業省】</p> <p>【法務省】 【文部科学省】 【総務省】 【内閣府及び 関係省庁】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(10) CDNサービス等の海賊版サイトへの悪用防止 ③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○ 権利者と通信事業者の合同会議を通じ、個々の海賊版サイトのリストの共有を図るとともに、著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるクラウドフレア社などCDNサービス等について、必要な対策の推進を図る</p> <p><権利者と通信事業者の協力関係構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年12月以降、権利者と通信事業者等で構成する「海賊版対策実務者意見交換会」において、継続的に海賊版対策に関する協議を実施。 ・2020年10月、出版業界だけでなく通信・IT業界とも協力して新法人を設立し、一般社団法人ABJにおいて海賊版サイトの収集・判定を実施。 ・海賊版対策実務意見交換会で策定した枠組みに基づき、2020年11月、一般社団法人SIA（セーファーインターネット協会）が海賊版サイトリストの情報共有スキームの運用を開始。 ・2021年4月、「海賊版対策実務者意見交換会」の下に、問題のあるレジストラやインターネットのグローバルガバナンスの在り方についての発信等、官民での意見交換・情報共有を行うWGを設置し、継続的に議論。 <p><CDNサービス事業者への対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス防止方策に関する検討会」において、CDNサービス事業者に対する今後の取組等について検討を行い、2022年9月に現状とりまとめを公表。 				
	<p>・引き続き、民間主導の協力関係が円滑に運用されるよう、必要に応じて取組の支援を行うとともに、官民での意見交換・情報共有を行う。</p> <p>・権利者とクラウドフレア社との訴訟が継続していることから、その動向について注視するとともに、同社に対し、同社が利用規約等に定めている対応が適切に実施されるよう促した。</p>		<p>・訴訟の動向を注視しながら、引き続き、同社が利用規約等に定めている対応が適切に実施されるよう促す。</p> <p>・CDNサービスへの本人確認に関し、諸外国の関連制度について調査等を行う。</p>	<p>【総務省】</p> <p>【総務省】 【内閣府及び 関係省庁】</p>

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(11) 正規版の流通促進

③海賊版サイト運営を可能とする民間サービス等の負のエコシステムに対する対策の取組

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○海外市場の獲得も視野に入れながら、現地における意識啓発等の活動や、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版の流通を促進する</p> <p><正規版流通のための民間主導の協力関係の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> 出版広報センターが、電子取次事業者や電子書店の協力を得て、正規版の配信サイト等に掲示されるABJマーク（ABJは"Authorized Books of Japan"の略）の運用により、ホワイトリストを作成・公表（平成30年11月～）。599サービス、141事業者が登録（令和元年6月27日時点）。 出版社及びアニメ関連主要各社からなるマンガ・アニメ海賊版対策協（2013年7月発足）に、中小出版事業者を含むマンガ・アニメ事業者の事業連携等の協議・連絡を行うWGを設置（2013年8月）。 <p><現地における意識啓発等活動></p> <ul style="list-style-type: none"> 侵害発生国・地域の政府及び関係団体と共同して効果的な著作権普及啓発を実施。 海外に所在する民間企業、在外公館やオンラインを通じた現地における海賊版撲滅キャンペーンや現地ユーザー向けの発信の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンガ・アニメ海賊版対策協議会にて海賊版対策について検討。 ・映像総合国際見本市（TIFFCOM）について、引き続きコンテンツの海外展開を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の状況を踏まえ、必要な取組を検討。 		【経済産業省】

インターネット上の海賊版対策に関する工程表

(12)民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化

これまでの進捗・効果	2023年度の実施状況	2024年度の実施予定	2025年度以降の実施予定	担当省庁
<p>○「インターネット上の総合的な対策メニュー」の取組の更なる推進のため、民間及び関係府省庁による実務者級連絡会議を実施</p> <p><官民実務者級連絡会議の実施></p> <ul style="list-style-type: none">・海賊版対策に係る民間及び関係府省庁の実務者級連絡会議を開催し、最新情報の共有等を図りながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューに基づく取組を官民一体となって進める。		<ul style="list-style-type: none">・実務者級連絡会議を実施し、インターネット上の海賊版に関する取組状況・最新情報の共有や、実効的な対策等について意見交換を行う。		【内閣府及び関係省庁】